

## 高山市障がい児等通園助成について

飛騨地域の障がい児通園施設と飛騨地域以外の障がい児通園施設、病院等に通う在宅の障がい児を持つ保護者に対し、必要な経費の一部を助成します。

### 【対象となる障がい児】

- ・身体障害者手帳の交付を受けている児童
- ・療育手帳の交付を受けている児童
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童
- ・通園や通院が必要な児童

### 【通園・通院助成】

#### 対象となる施設等

飛騨地域の次の障がい児通園施設（当該施設に併設する保育園は除く）

あゆみ学園・第二あゆみ学園・第三あゆみ学園・いきいき広場・おひさま教室・すくすく教室・ゆりのこ・からふる・なちゅらる・ばわふる・てとら・けあらいふラルゴ・ナーシングデイ高山・奏・ふいーる 等

※ただし、当該月に1回以上、保護者が送迎している場合に限り

（通園施設等の無料送迎サービスのみで通園している場合は対象になりません）

飛騨地域以外の次の施設・病院

- ・保護者の下から通わせて治療等を行うことを目的とする肢体不自由児施設など
- ・育成医療等を行う病院など

※飛騨地域：高山市、飛騨市、下呂市及び白川村（飛騨地域内の病院は対象となりません）

#### 助成金額

- ① 3,000円／月（飛騨地域内の障がい児通園施設）
  - ② 4,500円／回（飛騨地域以外の施設）月4回まで
- ※①と②が重複する月については、②の金額で計算します

#### 申請手続

- ① 通園・通院証明書（別記様式第2号）が必要ですので施設などで証明を受けてください  
（領収書で代えることができます）
- ② 市役所福祉課窓口または、各支所地域振興課窓口へ提出  
持ち物
  - ・高山市障がい児通園等助成事業申請書（別記様式第1号）
  - ・通園・通院証明書（別記様式第2号 ※施設の押印必須）または領収書
  - ・請求書（別記様式第3号）
  - ・振込先がわかるもの（通帳等）
  - ・印鑑（認め）
- ③ 助成決定通知
- ④ 助成金の支払い

## 【宿泊に係る助成】

### 助成内容

病院等へ通うためにホテル等に宿泊した場合、宿泊費の一部を助成する

※対象地域：岐阜県と岐阜県に隣接する県（愛知県、三重県、富山県、石川県、長野県、福井県、滋賀県）は対象外

### 助成金額

1回の通院等に係る宿泊につき、3,000円/回（月4回まで）を助成

### 申請手続

- ① 通園・通院証明書（別記様式第2号）が必要です。施設などで証明を受けてください（領収書で代えることができます）
- ② 市役所福祉課窓口または、各支所地域振興課窓口へ提出  
持ち物
  - ・高山市障がい児通園等助成事業申請書（別記様式第1号）
  - ・通園・通院証明書（別記様式第2号 ※施設の押印必須）または領収書
  - ・宿泊に係る領収書
  - ・請求書（別記様式第3号）
  - ・振込先がわかるもの（通帳等）
  - ・印鑑（認め）
- ③ 助成決定通知
- ④ 助成金の支払い

## 【保護者の付添に対する助成】

### 助成内容

障がい児等が飛騨地域以外の病院に入院し、入院中に保護者が付添いのために病院と自宅を往復した場合、交通費の一部を助成する

※入退院時の移動に係る経費については、通院助成で助成

### 助成金額

1回の入院につき、4,500円を助成

### 申請手続

- ① 市役所福祉課窓口または、各支所地域振興課窓口へ提出  
持ち物
  - ・高山市障がい児通園等助成事業申請書（別記様式第1号）
  - ・入院に係る領収書
  - ・病院に通ったことが確認できる領収書等（高速道路や公共交通機関の領収書、病院の駐車場の領収書、入院した地域での自家用車の給油に係る領収書等）
  - ・請求書（別記様式第3号）
  - ・振込先がわかるもの（通帳等）
  - ・印鑑（認め）
- ② 助成決定通知
- ③ 助成金の支払い

問合先

高山市 福祉部 福祉課

TEL 35-3356

FAX 35-3165